

令和 4 年度
福祉有償運送運営協議会
資 料

[1] はじめに

- ① 福祉有償運送運営協議会について 1

[2] 水巻町の現状

- ① 高齢者数の推移について 2
② 移動制約者の推移について 3
③ 水巻町の交通事情について 5

[3] 社会福祉法人水巻町社会福祉協議会による福祉有償運送の更新について

- ① 社会福祉法人水巻町社会福祉協議会実施の福祉有償運送について ... 7
② 外出支援事業の利用実績について 11
③ 事故の発生及び苦情件数について 12
④ 旅客から収受する対価について 13
⑤ 運行業務前体調チェックリストについて 15
⑥ 使用車両について 16

〔1〕はじめに

①福祉有償運送運営協議会について

福祉有償運送とは、身体障害者や要介護者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを提供することを言います。

基本的には、タクシー等の公共交通機関がその担い手となりますが、タクシー等によっては十分な輸送サービスが提供されない場合もあり、公共の福祉を確保する観点から、従来、旧道路運送法第80条の規定に基づき、一定の要件を満たした場合については、NPO等に対して自家用自動車による有償運送の例外許可を行い、福祉輸送サービスの確保が図られてきました。

近年となっては、過疎化の進行や少子高齢化の進展により、地域や都市の構造も大きく変化しており、移動制約者の福祉輸送サービスに対するニーズも急増し、また、多様化してきています。

このような中、NPO等による福祉有償運送については、タクシー等による輸送サービスを補完するものとして、移動制約者の輸送の確保のために、今後、さらに重要性が高まっていくものと考えられています。

こうした状況を踏まえ、NPO等による福祉有償運送がより一層安全・安心な輸送サービスとして提供されるよう、平成18年10月に施行された改正道路運送法により、新たに登録制度として法律上の位置づけが明確化されました。

登録の要件としては、バス、タクシー事業者によって提供することが困難であり、地域住民の生活に必要な輸送を確保するため必要であることについて、地方公共団体、バス、タクシー事業者又はその組織する団体、住民等地域の関係者が合意していること、輸送の安全や旅客の利便の確保のために必要な措置を講ずると認められること等とされています。

福祉有償運送運営協議会は、福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の福祉有償運送を行うために必要となる事項について、地域の関係者が集まり協議する場です。

また、運営協議会は、移動制約者に必要な輸送を確保し、地域福祉の向上に寄与するよう運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとします。

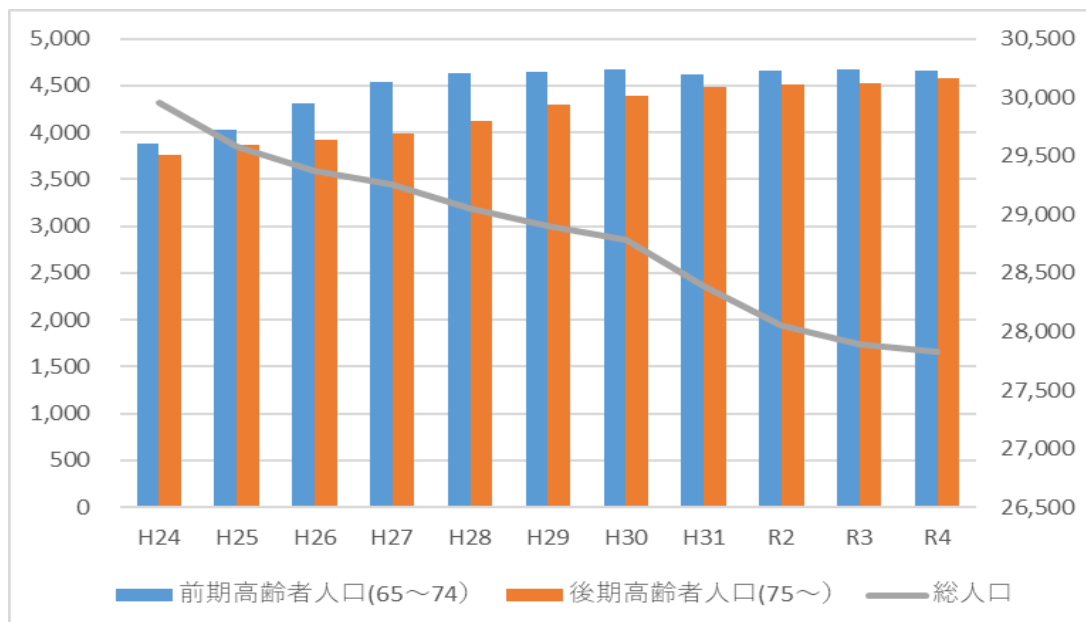
(平成20年3月 国土交通省自動車交通局旅客課 「福祉有償運送ガイドブック」より抜粋。一部修正。)

〔2〕水巻町の現状

① 水巻町の高齢者数の推移について

令和4年3月31日現在、本町の人口は27,824人であり、高齢化率は33.2%である。下図は、近年の人口の推移及び前期高齢者（65歳以上～75歳未満）、後期高齢者（75歳以上）の推移を示している。

図によると、本町の総人口は減少傾向にあり、前期高齢者は横ばいであり、後期高齢者数は増加傾向にある。



また、表1は本町の総人口及び近隣の自治体の高齢化率の推移を示している。（年度末時点の数値）

この表によると、本町の高齢化率は増加を続けており、平成30年3月末から令和4年3月末までの5年間で1.2%の増となっている。平成30年3月末には人口の約3人に1人が高齢者であり、今後高齢化は益々進行すると予想される。また、近隣の自治体の高齢化率と比較した場合、ほぼ同じ水準であり、令和4年3月末時点では、県内では60市町村中30位の高齢化率となっている。

	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3
水巻町総人口	28,786	28,381	28,053	27,890	27,824
高齢化率					
水巻町	31.5%	32.1%	32.7%	33.0%	33.2%
芦屋町	31.1%	31.7%	32.2%	32.5%	32.9%
岡垣町	32.3%	32.8%	33.1%	33.3%	33.4%
遠賀町	32.5%	33.0%	33.6%	34.0%	34.6%
中間市	36.6%	37.1%	37.6%	38.1%	38.3%
北九州市	30.1%	30.5%	30.7%	31.0%	31.3%
福岡県	26.7%	27.1%	27.4%	27.7%	27.9%

表1 本町の総人口及び近隣の自治体の高齢化率の推移

② 移動制約者の推移について

近年の移動制約者数の推移は次のとおりである。

(ア) 要支援、要介護認定者について

平成 29 年 3 月末からの認定者数の推移を表 2 に示している。

表 2 によると、令和 4 年 3 月末までの要介護認定者の合計の増加率は 0.3% となっており、微増していることがわかる。これは、本町の高齢化率の増加（表 1 参照）に伴う増加であると考えられる。

区分別では、特に要支援 2、要介護 2 の認定区分の者は増加しており、要介護 3、要介護 5 の認定区分の者は減少している。今後、本町の高齢化率はさらに上昇し、認定者の人数も増加していくことが予想される。主に移動制約者となり得る要介護 3 以上の認定者数については、平成 29 年 3 月末（531 名）と令和 4 年 3 月末（483 名）を比較すると約 1% 減少しているが、要支援者が増加していることから、将来的には軽度の認定者の高齢化に伴い、重度の移動制約者が増加していくことが予想される。

要介護度	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	5 年間の増減率
要支援 1	402	376	411	382	375	399	-0.07
要支援 2	297	337	376	411	374	374	2.6
要介護 1	381	367	355	364	374	385	0.1
要介護 2	215	212	213	210	229	244	1.3
要介護 3	190	194	183	180	191	166	-1.3
要介護 4	202	218	228	218	210	212	0.5
要介護 5	139	127	121	128	117	105	-2.4
合計	1,826	1,831	1,887	1,893	1,870	1,885	0.3
(要支援者計)	699	713	787	793	749	773	1.1
(要介護者計)	1,127	1,118	1,100	1,100	1,121	1,112	-0.1

表 2 要支援、要介護認定者数の推移

(イ) 身体障がい児・者及びその他の障がい者手帳保持者、また、これに準ずる人について

表 3 は平成 28 年、令和 2 年及び令和 3 年の 7 月 1 日時点の障がい児・者数の推移を示している。

区分別に見ていくと、移動に支援が必要と考えられる障がいで、身体障がい種別中、肢体不自由 1・2 級は微減し、精神障がい 1 級、知的障がい重度、内部障がい 1 級、視覚障がい 1・2 級は増加傾向となっており、全体としては平成 28 年からの 5 年間で約 3%増加していることがわかる。

(各年度の 7 月 1 日現在)

区分		平成 28 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	5 年間の増減
身体障がい (肢体不自由 1・2 級)	総数	274 人	274 人	273 人	-1 人
	児	6 人	6 人	8 人	
精神障がい (1 級)	総数	19 人	19 人	26 人	7 人
	児	0 人	0 人	0 人	
知的障がい (重度)	総数	119 人	119 人	121 人	2 人
	児	15 人	15 人	16 人	
内部障がい (1 級)	総数	283 人	283 人	290 人	7 人
	児	4 人	4 人	5 人	
(人工透析者)		(98 人)	(98 人)	(96 人)	(-2 人)
視覚障がい (1・2 級)	総数	51 人	51 人	59 人	8 人
	児	1 人	1 人	1 人	
合計	総数	746 人	746 人	769 人	23 人
	児	26 人	26 人	30 人	

表 3 障がい児・者数の推移

※障がい児数は再掲

(ア)、(イ) から、平成 28 年度以降、移動制約者数 (要介護 3 以上の高齢者や重度障がい児・者) は、平成 28 年度 1,277 名から令和 3 年度 1,252 名と減少傾向となっている。

しかし、高齢者、障がい児・者ともに、国において在宅施策を推進している状況を鑑み、移動制約者に対する支援方策については十分な整備が求められており、本町における福祉有償運送の需要は今後ますます増加するものと見込まれる。

③ 水巻町の交通事情について

水巻町の地形は平坦であり、東西に短く、南北に長い町である。車を使用した場合では、東西は約 5 分で、南北は約 15 分で端から端まで移動が可能な大変小さな町である。

主な交通手段は、町が運営する福祉バス、北九州市営バス、タクシー、電車（JR）等の公共交通機関がある。詳しくは以下のとおりである。

1. 福祉バス（町が運営し、社会福祉協議会に運行を委託。）

（対象者） 町内在住の…60 歳以上の高齢者、障がい者及びその介護者、妊婦並びに未就学児を同伴する保護者

（利用料） 無料

（利用回数）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
一日の平均乗降回数	171 回	177 回	190 回	190 回	203 回	203 回
バス台数	2 台	3 台	3 台	3 台	3 台	3 台
一日の循環数	西回り、東回り 各 4 回ずつ	西回り、東回り、南北線 各 4 回ずつ	西回り、東回り、南北線 各 4 回ずつ	西回り、東回り、南北線 各 4 回ずつ	西回り、東回り、南北線 各 4 回ずつ	西回り、東回り、南北線 各 4 回ずつ

この数年、福祉バスの利用客は固定しており、利用者数の大きな変化は見られない。福祉バスは、比較のお元気な高齢者の方などが、買物や通院、役場等の公共施設への移動手段として主に利用されている。

また、平成 29 年度から、西回り、東回りの停留所の内、乗降者数が多い停留所を抽出した「南北線」という所謂快速扱いの路線を開設し、合計 3 台のバスで運行している。

2. 公共交通機関

① タクシー

② 北九州市営バス

【1】 北部循環線（主に町北部と JR 折尾駅を連絡）

【2】 南部循環線（主に町南部を循環）

③ 電車

【1】 鹿児島本線「JR 水巻駅」

【2】 福北ゆたか線「JR 東水巻駅」

3. 障がい児・者の福祉タクシー料金補助利用実績について

障がい児・者へのタクシーの利用料補助事業（補助券配布）の実績は表 4 のとおりで、利用対象者は、在宅で生活する①身体障がい 1、2 級 ②療育手帳 A ③精神障がい 1、2 級 ④特定疾患医療受給者としている。

近年、利用者数は、平成 28 年度をピークに減少傾向にあり、障がい別では、身体障がい、知的障がい、特定疾患は減少傾向、精神障がいは増加傾向となっている。

表 4 福祉タクシー料金補助利用実績

年 度	利用者数	身体障がい (人工透析者)	精神障 がい	知的障がい	特定疾患	
平成 28 年度	452 人	総数	315 人 (57 人)	85 人	23 人	29 人
		児	2 人		1 人	
平成 29 年度	438 人	総数	298 人 (56 人)	89 人	22 人	29 人
		児	1 人		2 人	
平成 30 年度	427 人	総数	287 人 (61 人)	94 人	24 人	22 人
		児			2 人	
令和元年度	426 人	総数	273 人 (53 人)	108 人	20 人	25 人
		児		2 人	1 人	
令和 2 年度	386 人	総数	253 人 (55 人)	93 人	19 人	21 人
		児		2 人	1 人	
令和 3 年度	405 人	総数	269 人 (63 人)	99 人	18 人	19 人
		児		3 人	1 人	

※障がい児数は再掲

〔3〕水巻町社会福祉協議会による福祉有償運送の更新について

①水巻町社会福祉協議会が実施している福祉有償運送について

1. 申請者の名称及び住所

社会福祉法人水巻町社会福祉協議会 会長 矢野 繁敏
福岡県遠賀郡水巻町頃末南三丁目 11 番 1 号

2. 運送の需要者

水巻町に居住し、一般の交通機関を利用することが困難な者であって、おおむね 65 歳以上の高齢者で老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床又は車いすを利用しているもの及び重度の身体障害のため臥床又は車いすを利用している身体障害者又は身体障害児

3. 運送しようとする年間推定輸送人員

実人員約 20 人（延べ 200 回）

4. 運送しようとする区間

遠賀郡、北九州市、中間市、宗像市、福津市、鞍手郡鞍手町の範囲
（ただし、発着のどちらかは水巻町）

運行体制について

a. 使用する車輛の自動車登録番号等

自動車登録番号	北九州 5 0 1 ふ 5 3 4	北九州 5 8 1 あ 3 3 9 1
車名	ニッサン NV200 バネット※1	ニッサン クリッパー
規格等	車椅子用ステーションワゴン	車椅子用ステーションワゴン
乗車定員	5 人	4 人
使用者	水巻町社会福祉協議会	水巻町社会福祉協議会

b. 事業計画について（別紙資料 2）

c. 事故等の場合の補償措置について（別紙資料 3）

b. 事業計画について（外出支援サービス事業計画）

1 事業目的

在宅の高齢者及び身体障害者であって、一般の交通機関を利用することが困難なものに対し、移送用車両による外出支援サービスを提供することにより、社会参加を促進し、もって高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業実施方法

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 事業主体 | 社会福祉法人 水巻町社会福祉協議会 |
| (2) 拠点場所 | 福岡県遠賀郡水巻町頃末南三丁目 11 番 1 号
いきいきほーる |
| (3) 車両及び台数 | リフト付きワゴン 2 台 |

3 利用対象者

外出支援サービスの対象者は、水巻町に居住し、一般の交通機関を利用することが困難な者であって、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) おおむね 65 歳以上の高齢者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床又は車いすを利用しているもの
- (2) 重度の身体障害のため臥床又は車いすを利用している身体障害者又は身体障害児
- (3) おおむね 60 歳以上の高齢者であって、下肢が不自由な者
- (4) 前各号のほか、本会が特に必要と認めた者

4 利用目的

利用者の居宅と次の各号に掲げる場所との間を、移送用車両により送迎する。ただし、利用に当たっては事前の登録を要する。

- (1) 在宅福祉サービス等の実施施設
- (2) 医療機関
- (3) 前各号のほか、介護予防のために外出支援が必要であると本会が認めた場所

5 利用登録及び利用申込み受付時間

次の各号を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 8 月 15 日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

6 運行日及び時間

移送用車両の運行日は、次の各号を除く日の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 8 月 15 日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

7 運行範囲

遠賀郡、北九州市、中間市、宗像市、福津市、鞍手郡鞍手町の範囲
(ただし、出発又は到着のどちらかは水巻町)

8 介助者

利用者は、できるだけ付添人又は介助者を確保するものとする。

9 事故等の場合の補償措置について

自賠責保険、事業用総合自動車保険(任意保険)及び送迎サービス補償制度(プランB)に加入

10 利用者負担金

送迎区域により、送迎1回当たり500円、750円、1,000円、1,500円、2,000円、3,000円の6段階。(有料道路及び有料駐車場は実費負担とする。)

※ 午前の部(午前9:00~正午)、午後の部(午後1時~午後4時30分)に分け、それぞれの時間区分で1回分の利用料金となる。時間内であれば、往復で1回分の利用料金で利用できる。ただし、午前の部と午後の部にまたがって利用する場合は、2回分として計上する。

近隣の民間事業所の送迎サービスと比較した場合、社会福祉協議会が使用する車いす対応車両と同等の車両の利用では、民間サービスの利用料の1/2を超えない料金設定となっている(ただし介護保険利用の場合を除く)。

送迎区域		利用者負担額
水巻町内		500円
遠賀郡内、中間市	水巻町外3km未満	750円
八幡西区、若松区	~5km未満	1,000円
八幡東区、戸畑区、 小倉北区、小倉南区	~10km未満	1,500円
門司区、宗像市	~15km未満	2,000円
福津市、鞍手郡鞍手町	~15km以上	3,000円

表5 外出支援事業の料金表

11 事業開始

平成20年10月1日

※平成15年11月1日より水巻町が外出支援事業を開始し、業務を水巻町社会福祉協議会へ委託していた。その後、平成20年10月1日付けで事業全てを水巻町から水巻町社会福祉協議会へ移管した。

c. 福祉有償運送に係る事故等の場合の補償措置について

1 自賠責保険

2 事業用総合自動車保険（任意保険）

(補償内容)

種 類	補償金額	備 考
対人賠償	無制限	
対物事故	無制限（免責額 0 円）	
人身傷害	3, 0 0 0 万円	

3 送迎サービス補償制度（Bプラン）

種 類	補償金額	備 考
死亡	3 5 1 . 5 万円	
後遺障害	3 5 1 . 5 万円	(限度額)
入院（1 日につき）	4, 0 0 0 円	
通院（1 日につき）	2, 6 0 0 円	
手術保険金	入院中の手術 4 0, 0 0 0 円 外来の手術 2 0, 0 0 0 円	

② 外出支援事業の利用実績について

過去3年間の実績は表6のとおりである。

表6よりわかるとおり、年度毎に利用者の実績に大きな変化がある。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
要支援1	0	0	0
要支援2	4	4	5
要介護1	2	1	2
要介護2	4	3	2
要介護3	1	0	0
要介護4	4	4	6
要介護5	5	2	2
障がい者	8	7	7
その他	0	0	1
利用回数(合計)	75	69	82
利用人数	28	21	25

表6 過去3年間の利用区分ごとの実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規登録者数	0名	1名	4名

表7 新規登録者数の推移について

外出支援事業利用の多くの方は、外出支援事業を利用する前に、タクシー券補助を活用し、その後は民間の介護タクシーを利用している。その中で、外出支援事業も織り交ぜて活用しているが、外出支援事業はより多くの方に利用できるよう、原則一人につき1ヶ月、2回までという利用制限がある。

年間の利用者の多くは固定しており、年間20名程度が年200回未満で、外出支援を利用している。令和3年度の特徴として「要介護4」と「要支援2」の利用回数が多いのは、医療機関の定期受診者が多かったためである。

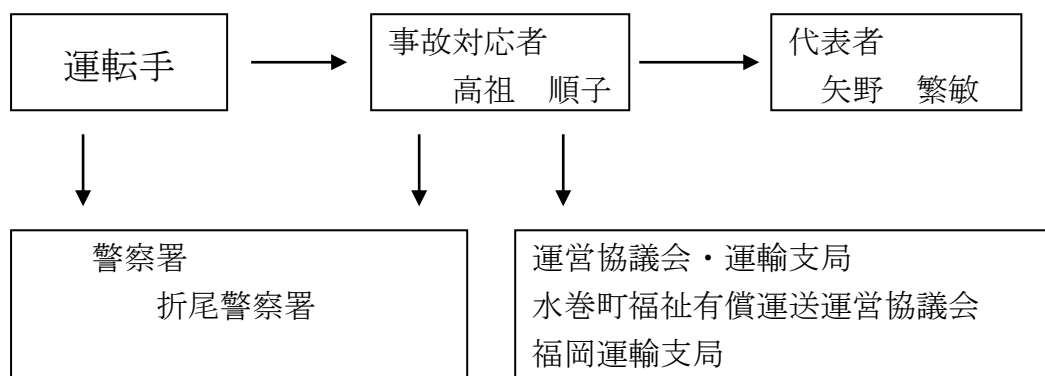
また、軽度者（要支援1、2・要介護1）の利用並びに障がい者の利用者数は、過去数年間の実績とほぼ同程度である。

令和元年及び令和2年度の年間利用回数が100回を下回り減少しているのは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、医療機関の受診控えによる利用回数の減少によるものです。

なお、新規の登録者数は0名～4名で推移しており（表7参照）、令和4年度以降は年間100回近くの利用が予想される。

③ 事業移管後の事故件数について

平成 20 年から令和 4 年現在まで、事業移管後の事故の発生及び苦情はなかった。
また、事故が発生した場合の連絡体制については以下のとおり定めている。



④旅客から収受する対価について

現行			タクシー利用料金(社協から計算)(参考)	
利用料金等			初乗り670円(1600mまで)	
区間		利用料(1回)	322m増毎に80円	
水巻町内		500円	新水巻病院	1,340円
			とよさわクリニック	1,340円
遠賀郡内 北九州市 中間市 宗像市 福津市 鞍手町	水巻町外 3km未満	750円	遠賀眼科	2,240円
			池田歯科	3,140円
	～5km未満	1,000円	浅木病院	3,740円
			ながた内科クリニック	2,940円
			産業医科大学	2,620円
	～10km未満	1,500円	山本皮膚科	3,420円
			済生会病院	8,060円
	～15km未満	2,000円	製鐵病院	8,380円
	～15km以上	3,000円	九州労災	15,100円